

「井田重度障害者等生活施設」指定管理仕様書

この仕様書は、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例に基づく井田重度障害者等生活施設（以下「当該施設」という。）の管理にあたり標準的な条件を記載したものであり、これを踏まえた効果的・効率的な事業計画・収支予算書を作成してください。この仕様に上乘せする事業計画を提案する場合は、具体的な事業内容・費用見積りを提出してください。

1 指定期間

令和10年4月1日から令和15年3月31日まで（5年間）

2 施設の概要

- （1）名 称 井田重度障害者等生活施設
- （2）所 在 地 中原区井田3丁目16番1号
- （3）施設規模 鉄筋コンクリート造 3階建て
- （4）延床面積 1379.39 m²（供用410.40 m²を含む）の一部
- （5）施設内容 事務室、支援室、食堂、入浴室等

3 利用時間・休所日

- （1）利用時間
24時間 365日

4 施設のコンセプト

- （1）通過型の施設として、地域生活へ移行するために総合的な支援を行います。
- （2）身体障害、知的障害、精神障害の3障害等に対応するとともに、少人数ユニット形式の居住空間により、地域生活と同様の家庭的な支援を行います。
- （3）市内最大規模の定員20名の短期入所を実施し、在宅で暮らす障害者の地域生活を支援します。
- （4）毎夜間、看護職員を配置することにより、医療的ケアが必要な利用者の受け入れを行います。

5 利用対象者

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
- （2）身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者

- (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者
- (4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち、市内に居住するものであって、指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めた者
- (5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者

6 管理運営に関する基本的な考え方

本市は、民間事業者が有するノウハウ等が最大限発揮されることにより、上記4で掲げた本施設の設置目的を達成することを管理運営の基本とした上で、本市と指定管理者とが密接に協力・連携し、それぞれが担うべき役割を十分に果たすことで、利用者及び家族等が安心・安全に利用できる環境を整えるとともに、利用者への適切かつ効果的な支援に最大限努めることを求めます。

このことを踏まえた上で、指定管理者は、次に掲げる事項に適切に取り組んでください。

- (1) 利用者の最善の利益を考慮し、当該施設の効用を最大限に発揮し、利用者の福祉を積極的に増進するよう努めることとします。
- (2) 当該施設の運営管理を行うにあたっては、次の点に留意することとします。
 - ア 利用者の平等な利用を確保すること。
 - イ 個人情報の保護を徹底すること。
 - ウ 障害者総合支援法、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法及び関係法令、政令、省令等を遵守し、管理の質の向上に積極的に取り組むこと。
- (3) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めることとします。
- (4) コンプライアンスや個人情報の保護の徹底に取り組むこととします。
- (5) 利用者の平等な利用を確保するとともに、提供するサービスについては、利用者のニーズを踏まえ、質及び継続性に配慮することとします。
- (6) 本市や地域の関係機関と密接に連携し、利用者の特性を踏まえ、適切な支援を行う体制を整えることとします。

7 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例及びこれに基づく規則に定める規則に従うものとします。また、業務の範囲は以下のとおりです。

- (1) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。
 - ア 宿泊型自立訓練

イ 生活訓練

ウ 機能訓練

(4) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。

(5) 精神障害者（その疑いのある者も含む。）に対し、当該障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として、一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活の向上のために必要な訓練、その他の生活能力向上のために必要な便宜の供与に関すること。（別紙1「川崎市地域生活体験及び地域定着等宿泊支援事業実施要項」参照）

(6) 川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業に準じた事業に関すること。（別紙2「川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業について」参照）

(7) その他の業務に関すること。

ア 地域のグループホーム等（他の法人が運営するものを含む）に対する支援等に関すること。

イ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条に規定する障害者の一時保護に関すること。

ウ 施設入所支援の空床を利用して、生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受け入れて生活を整える「短期入所事業」を実施すること。

エ 地域移行の定着強化のため、居室を訪問して行う生活訓練を実施すること。

オ 障害児入所施設の年齢超過児について、一定数の受け入れを行うこと。

カ 施設の維持管理に関すること。

キ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

ク 地域生活を支えるため、障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、利用者の地域移行に向けた支援を行うとともに、相談支援体制の充実に協力すること。

ケ 地域の指定特定相談支援事業所との連携や情報共有を通じて、利用者が適切な計画相談支援につながるよう支援すること。

8 職員配置基準

「川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に基準等に関する条例」（平成24年12月14日条例71号）に規定する職員配置基準を満たすこととします。併せて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成29年厚生労働省告示第92号改正現在）（以下、「報酬基準」という。）に規定する、人員配置体制加算（Ⅰ）が算定できる体制をとることとします。

また、報酬基準に規定する福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）、リハビリテーション加算、夜間

看護体制加算及び栄養士配置加算が算定できる体制をとることが望ましいこととします。

さらに、施設の機能やサービス水準を確保するため、報酬基準より上乗せした次の人員を配置してください。

(1) 生活支援員

- ・施設のコンセプトを十分発揮できるような人員を配置することとします。

(2) 看護職員

- ・生活介護等に従事する者を日中1名以上（常勤）配置することとします。
- ・施設入所支援等に従事する者を毎夜間1名以上（常勤または非常勤）配置することとします。
- ・宿泊型自立訓練、生活訓練等に従事する者を日中1名以上（常勤）配置することとします。

(3) 医師（非常勤）

- ・内科医月4回以上、精神科医月4回以上、整形外科医月2回以上配置することとします。

(4) 精神保健福祉士

- ・宿泊型自立訓練、生活訓練等に従事する者を常勤1名以上配置することとします。

(5) 地域移行支援員

- ・施設入所支援、生活介護等に従事する者を1名以上（常勤）配置することとします。（※生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受け入れて生活を整える短期入所事業も担当）
- ・宿泊型自立訓練、生活訓練等に従事する者を1名以上（常勤）配置することとします。

9 管理・運営に関する経費

当該施設の管理・運営に必要な額とし、各年度について、事業計画に基づき管理運営に必要な全ての経費を見積もるものとします。ただし、経費の見積りにあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 「7 指定管理者が行う主な業務」の運営に必要な額とし、各年度について、事業計画に基づき管理運営に必要な全ての経費を見積もることとします。見積もりにあたっては、適正な水準を確保しながら、効率的な管理運営ができる経費を見積もることとします。
- (2) 提案された経費見積額は指定管理料として確定されるものではなく、指定管理者と協議を行い協定書によりその額を確定させることになります。
- (3) 料金の返還、補填等について

指定管理業務を本市が本仕様書により示した水準どおりに実施する中で、経費の縮減など指定管理者の努力によって生み出された余剰金は、原則として精算による返還は求めません。逆に、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、指定管理料による補填は行いません。

(4) 備品類について

ア 本市が購入する備品の所有権については本市に属するものとし、指定管理者が管理業務の会計において購入した備品についても、原則、本市に帰属するものとし、なお、本市と指定管理者で協議を行い、除外すると判断するものについては、指定管理者に属するものとし、

イ 本市が指定管理者に貸与する物品は、原則として、指定管理者も川崎市物品会計規則第6条及び第11条に従い、本市と同様の管理を行うものとし、

(5) 修繕費の分担の考え方について

ア 大規模な修繕については、本市の大規模修繕計画に従い、本市の負担によって行います。

イ 通常の施設管理において破損したと認められる場合の修繕については、原則として本市の負担によって行います。(100万円未満の小規模修繕を除く。)

ウ 指定管理者は修繕を行おうとする場合には、原則として本市に協議するものとし、疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で、修繕を実施するものとします。(100万円未満の小規模修繕を除く。)

10 モニタリング・評価等の実施

(1) 事業報告書等の作成及び提出について

指定管理者は、毎年度終了後、翌年度の5月末日又は本市が定める日付までに、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録、業務計画書等を本市に提出するものとし、様式等詳細については、本市と協議して定めるものとし、

(2) モニタリングの実施について

指定管理者は、サービスの質の確保の確認やサービス改善のため、匿名性を担保した方法で定期的にアンケートを行うことにより、利用者等から意見や要望等を収集し、セルフモニタリングを実施することとし、

また、本市は指定管理者の業務の遂行や実績を確認するため、モニタリングを行うものとし、このほか、本市は、管理の状況について、実地に検査し、また必要な書類の提出を求めることができます。

なお、セルフモニタリング及びモニタリングの詳細については、本市と協議して定めるものとし、

(3) 業務報告の聴取等について

市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求

め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(4) 実績の評価等

本市は、事業報告書、要望・苦情等対応表、利用者満足度調査報告書等を基に、指定管理者が事業計画書に基づき提供した業務の適正な実施及びその水準を確認するため、実績評価を行い、評価結果等について本市ホームページで公表します。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などについて基準を満たしていないと判断した場合、本市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

これに従わないとき、又は管理継続が適当でないと民間活用事業者選定評価委員会で認めるときは、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定の取消等の措置を講じることがあります。

なお、この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

11 指定管理開始に係る準備と業務の引継ぎ

- (1) 令和10年4月1日からの管理が円滑に行われるよう、管理開始前に本市との協議を積極的に行うこととします。また、利用者に与える影響を十分に配慮し、管理開始前に現指定管理者と十分な引継ぎを行うこととします。
- (2) 指定期間終了に伴う次の管理者への業務引継ぎについては、指定期間終了前（令和9年4月～令和10年3月を予定）に文書及び実務担当者による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は指定管理者の負担とします。
- (3) 指定の取消により、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ場合についても、円滑な引継ぎを実施するとともに、必要な経費は指定管理者の負担とします。

12 安全管理

- (1) 事故防止のための環境整備（職員教育、施設点検等）を徹底し、緊急時及び災害時の対応を明確にするとともに、マニュアルを作成することとします。
また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所の表示及び日常的な点検など適切な管理を行うとともに、職員への十分な操作研修を行うこととします。
- (2) 事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を本市に報告することとします。
- (3) 災害その他の事由によって施設の使用制限をする必要がある場合は、本市に報告することとします。

13 健康管理・衛生管理

利用者に対する日々の健康への配慮（支援の場面、食事提供の場面等）を十分に行うこととします。

また、感染症に対しても、十分な対策を行うとともに、特に職員については、自己管理の徹底が求められるため、より一層の指導を行ってください。

14 第三者評価及び苦情処理等

利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取組を行い、その意向に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備することとします。

また、事業運営に利用者の意見を反映させるため利用者アンケート等を実施し、この結果について事業実績報告に反映させることとします。

なお、指定期間中（最終年度を除く）に1回以上は第三者評価を受け、その情報を公開することとします。

15 自動販売機等の設置及び管理等

自動販売機等の設置は施設利用者の満足度向上など当該業務の本旨に反しない範囲と本市が認めた場合、指定管理者は次の条件で設置することができます。

- （１）販売品目は清涼飲料水、茶、コーヒーその他これに類するものとし、酒類、たばこの販売は禁止します。
- （２）指定管理者の責任の元、管理運営を一元的に行ってください。
- （３）販売による収入については、毎年度終了後に本市に報告してください。

16 その他の条件

- （１）指定管理者は業務の一部を市の承諾を受けることで第三者に委託することができます。その場合、市内業者（本市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して活用することに努めることとします。ただし、全ての業務を一括して再委託することはできません。
- （２）食材や物品等の調達については、市内業者（本市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者の活用にも努めることとします。
- （３）指定管理者は、本市が推進する「脱炭素社会の実現」に向けた取組として、施設で使用する電力について、再生可能エネルギー100%電力の調達を行うものとする。

また、エネルギーの効率的な運用に努めるとともに、適正なごみの資源化及び減量化に努めるものとする。

- （４）作業報酬の支払いに関すること

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象となることから、作業報酬単価下限額を遵守し、台帳の整備、本市への台帳の提出、労働者への周知等の受注者の業務を実施することとします。詳細については本市と協議を行うこととします。

(5) 利用者及び家族等の意見の把握及び苦情処理等について

事業運営に利用者の意見を反映させるため利用者アンケート等を実施し、この結果について事業運営に反映させることとします。

また、利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取り組みを行い、その意見に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備することとします。

(6) 近隣の関係機関及び地域住民との連携・交流に努めることとします。

(7) 利用者の地域移行に努めることとします。

(8) 入所施設利用者については、公正かつ円滑な選考が行われるよう、「川崎市障害者施設入所調整会議設置要綱」に基づき、調整を行うこととします。

(9) 強度行動障害、触法障害者等の処遇困難な利用者を積極的に受け入れることとします。

(10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による一時保護施設として協力することとします。

(11) 施設賠償責任保険に加入してください。

(12) 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における本市の業務の継続性を確保するために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は、運営する事業について業務の継続性の確保に努めるものとします。

(13) 災害時において、本市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、当該施設を使用する必要がある時は、本市の指示により管理を行うものとします。

(14) 宗教、外国人等の利用者の多様性について十分配慮することとします。

(15) 情報公開に関し、川崎市情報公開条例に基づき実施機関に準じた措置を講じることとします。

(16) 指定管理者が管理業務を通じて取得した個人情報については、適正に維持管理を行うと共に、必要な保護措置を取ることにします。また、知り得た情報を外部に漏らしたり、当該業務以外の目的で使用することはありません。

(18) 利用者等の人権について十分配慮することとします。

(19) 国及び市の制度改正に伴い、本仕様を変更することがある。

(20) コンプライアンス（法令順守）に関する規程（公表基準を含む）を整備することとします。

(21) 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現（地域包括ケアシステムの構築）の観点を踏まえ、地域における公益的な活動の実施に配慮することとします。

(22) 関係機関との連携を図り、施設運営の向上を図るため、次の機関の会員となることとします。

ア (福) 川崎市社会福祉協議会

イ (福) 中原区社会福祉協議会

ウ (特非) 川崎市障害福祉施設事業協会

エ (特非) 川崎市障害福祉施設事業協会に設置する第三者委員会 (苦情解決支援事業)

(23) 各年度の指定管理料の額、支払い方法、支払い時期については、年度協定書で定める。

(24) その他施設の目的達成のための必要な業務を行うこととします。

17 検査

市は、管理の状況について検査し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

18 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議を行い決定するものとする。